

告示

埼玉県告示第千六百三十六号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 知事指定薬物

- イ メチルⅡⅡ―Ⅰ―（シクロヘキシルメチル）―ⅠH―インドール―Ⅲ―カルボキサミド〕―Ⅲ―メチルブタノアート（通称名AMB―CHMICA又はMMB―CHMICA）及びその塩類
- ロ Ⅱ―（四―エトキシ―Ⅲ・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン（通称名Escaline）及びその塩類
- ハ N―（Ⅰ―フェネチルピペリジン―Ⅳ―イル）―N―フェニルフラン―Ⅱ―カルボキサミド（通称名Furanylfentanyl又はFu―F）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十八年十二月二十二日